利活用対象財産：個別資産利活用方針（決定）　≪Ｒ２年度１１月追加分≫

様式6（公共施設適正化推進部会・推進会議）

【用語注記】
○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・土砂災害が起きた場合、住人に被害が出てしまう恐れがある区域
（建築物を規制するものではない。売却等する場合には、当該区域が土砂災害警戒区域であることの明示は必要）
○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・土砂災害警戒区域の中でも特に危険性が高い区域（新たな建築物については規制がある）

【解体費用見込額について】
解体費用の見込額の算出については、以下の基準に基づく概算費用です。アスベストが含まれる場合の対応費用は見込んでおらず、調査によりアスベストがある建築物については、この積算の1.5倍から2倍の費用が見込まれます。
解体費標準単価　ＲＣ（鉄筋コンクリート）造：32千円/㎡　Ｗ（木）造：20千円/㎡　Ｓ（鉄骨）造：22千円/㎡

【土地・建物】

				個別資産利活用方針					
地域	No.	財産名称	所在地	1.資産利活用の方向性	2.当該方向性の理由	3.資産活用の具体的手法	4.具体的スケジュール	5.資産利活用に関する経費等見込み	6.その他利活用に関し必要な事項
今市地域	01	旧春日町庁舎	日光市今市511-1	財産処分 **（売却処分、又は民間事業者等の活用を検討）**	交通の便の良い場所に立地しており、売却・貸付に適した財産である。	公募による業者選定	現所管課と調整	解体費用（S造、延床約580㎡） 22千円/㎡×580㎡×≒13,000千円	
足尾地域	02	足尾生産物直売所	日光市足尾町1768番地	財産処分 **（条例廃止後、貸付継続）**	普通財産へ用途変更後も有効活用について継続検討。	現使用者と貸付継続、又は公募による業者選定	現所管課と調整		
	03	旧足尾公民館	日光市足尾町赤沢字前原2627-1	**市有財産として保有** （建築物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。）	建物の築年数など老朽化が進んだ状態であり、速やかに解体が必要だが、解体時期については足尾プールと併せ、調整を要する。	普通財産として、現所管課において適正な維持管理を行う。解体の際は、解体後の利活用について関係部署と協議・調整し、効果的な事業や手法を選択する。	現所管課及び財政課等と調整	建物解体費用（見込み） ３３，０２２千円	
	04	足尾プール	日光市足尾町赤沢字前原2627	**条例廃止後、市有財産として保有** （建築物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。）	建築物自体がプール利用としてしか供せないことから、条例廃止し解体することが望ましい。 将来的には解体するものとするが、解体時期については旧足尾公民館と併せ、調整を要する。	条例廃止後、普通財産へ用途変更。 現所管課において解体時期が調整されるまで適正な維持管理を行う。解体の際は、解体後の利活用について関係部署と協議・調整し、効果的な事業や手法を選択する。	現所管課及び財政課等と調整	建物解体費用（見込み） １５，５３６千円	
	05	足尾原体育館	日光市足尾町3376番地	**条例廃止後、市有財産として保有** （建築物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。解体等については、旧原小学校校舎と一体で調整。）	条例廃止し解体することが望ましいが、費用対効果の点で再検討が必要と判断する。 将来的には解体するものとするが解体時期について調整を要する。	条例廃止後、普通財産へ用途変更。 現所管課において解体時期が調整されるまで適正な維持管理を行う。	現所管課と調整		旧原小学校校庭の一部借地であり、将来的に校舎とともに解体撤去が必要。
	06	足尾中央グラウンド テニスコート	日光市足尾町中才下松原 2828-1他	**条例廃止後、市有財産として保有** （建築物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。）	中央グラウンド全体をスポーツ施設として古河機械金属㈱から無償貸与されていることから、今後も適切な維持管理を図る。	普通財産移管。 適正な維持管理を行う。	現所管課と調整		